

東京海洋大学海洋工学部学生表彰規則

平成21年1月5日
海洋大規第 3号
改正 平成28年1月14日 海洋大規第 81号

(目的)

第1条 この規則は、東京海洋大学海洋工学部（以下「海洋工学部」という。）学生
の勉学促進及び勉学意欲醸成の一助とするため、成績優秀者及び成績向上
者を表彰することを目的とする。

(表彰対象学生)

第2条 表彰の対象は、海洋工学部各学科及び各コースで次の各号の一に該当す
る学生とする。

- 一 各年次で成績が特に優秀な者（以下「成績優秀者」という。） 若干人
- 二 連続する2学年の間に成績の向上が著しい者（以下「成績向上者」とい
う。） 若干人

(表彰時期)

第3条 表彰の時期は、次のとおりとする。

- 一 成績優秀者については、1年次、2年次又は3年次の確定した成績に基づ
きそれぞれ次年度初めに表彰する。
- 二 成績向上者については、1年次から2年次、又は2年次から3年次にそれ
ぞれ著しく成績が向上した者を3年次若しくは4年次の年度初めに表彰す
る。

(決定方法)

第4条 表彰の対象となる学生は、「東京海洋大学海洋工学部における成績評点
システムに関する申合せ」（平成18年2月9日海洋大規第332号）に規定するG
P A（成績評点平均；Grade Points Average）データ等を用いて、海洋工学部
長（以下「学部長」という。）が決定する。

- 2 表彰の対象となる学生決定における詳細な基準は、海洋工学部学科主任会議
（以下「学科主任会議」という。）の議を経て学部長が別に定める。
- 3 前項の規定により定めた基準は、学生に公表する。

(表彰方法)

第5条 表彰対象学生には、海洋工学部長が、表彰状及び副賞を授与する。

- 2 前項の表彰状の様式及び副賞については、学科主任会議の議を経て学部長が
別に定める。

(事務)

第6条 表彰に係る事務は、越中島地区事務室において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、海洋工学部学生の表彰に関し必要な事項
は、学科主任会議の議を経て学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条各号の規定に基づき表彰の対象となった学生を、東京海洋大学学生表
彰規則（平成16年4月1日海洋大規第199号）第3条の規定に基づく学生とし
て、学部長が学長に推薦することを妨げるものではない。

附 則（平成28年海洋大規第81号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。